

令和7年3月27日

以下のとおり、1件の懲戒処分を行ったので公表します。

【事案】 子ども家庭局職員によるセクハラ

1 被処分者の所属等	子ども家庭局 係長級職員 52歳 男性
2 処分年月日	令和7年3月27日
3 処分の種類及び程度	懲戒処分 減給10分の1 12月間
4 処分理由	被処分者は、令和6年3月、元同僚との飲み会及びその帰路において、女性職員に対して性的な言動や身体的接触を繰り返し、精神的苦痛を与えた。 この行為は、職の信用を失墜させるとともに、全体の奉仕者たるにふさわしくない非違行為に該当する。 ※根拠法令：地方公務員法第29条第1項第3号

【お問合せ先】

(事案について)

北九州市子ども家庭局総務企画課 TEL：093-582-2280

課長：井上、係長：秦

(処分について)

北九州市総務市民局人事課 TEL：093-582-2203

課長：大庭、係長：濱野